

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第3回行政評価委員会	
開催日時	令和5年10月26日(木) 午後7時00分から 午後9時00分まで	
開催場所	市役所本館2階大会議室	
委員名	(1) 出席委員 加留部貴行、橋内京子、木本圭子、芹野千佳子、中川孝晃、山下永子、近藤春生 (2) 欠席委員 なし	
所管課職員職氏名	事務局 経営企画部長 花田積 経営企画部経営戦略課長 向井泰博 経営企画部経営戦略課経営戦略係長 山本素子 経営企画部経営戦略課経営戦略係 首藤春風 担当課 経営企画部長 花田積 経営企画部経営戦略課長 向井泰博 経営戦略課企画係長 安部晋平	
会 議	議 題 (内 容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設使用料、利用料の見直し ・ 大規模公園の使用料の見直し
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	3名
	資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設使用料設定に係る基本方針・施設設置図 ・ これまでの経緯 ・ 第3次行財政改革大綱実施計画（抜粋） ・ 市民説明会資料・質問 ・ 広報 ・ 議会討論の概要・賛否表 ・ 今後の方向性 ・ 施設使用料計算表 ・ 条例・規則 ・ 減免規定の見直しについて ・ 福津市公共施設等総合管理計画（抜粋）
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	

	■録音テープを使用した要点記録
	□要点記録
	記録内容の確認方法
その他の必要事項	

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

第3回行政評価委員会会議録

1.
会長
開会する。

2.
事務局
第2回のコメントについてまとめたものについて説明。
今回の議題について説明。

会長
コメントについて、最終的には最終回で確認をしたい。

3.
会長
はじめに説明を担当課から行った後、委員からコメントをいただく。

資料①-1に沿って担当課が説明

使用料改定をする際に、根拠となるのが基本方針である。

平成28年に策定後、改定を三回行った。令和4年8月に最後の改定を行い、令和5年3月の議会に上程した。

基本方針の目的について説明する。施設の維持管理費用は市民の税金と施設利用者の使用料で賄っている。しかし、福津市では他自治体の類似施設に比べて使用料が低廉であったり広範囲に減免が行われていることにより、費用に対する収入の割合が低く、税金などによって大部分を賄っているという現状がある。そこで、基本方針は使用料の在り方を見直すことで維持管理費用の安定した財源を確保し、市民間の負担の公平とサービスの均衡につなげることを目的としている。

基本方針の三本柱として、受益者負担の原則、使用料算定ルール確立、減免規定の見直しが挙げられている。詳細については割愛する。

使用料を見直す施設は3ページの一覧のとおりである。

算定ルールについて、現行の使用料は近隣の市町村を参考に定めたため、なぜそのように定められているのかわからない部分がある。そのため、福津市のルールとして、原価×施設の性質別負担率で算定している。

原価は過去三年間の経費から算定しており、人件費、物件費、減価償却相当費などが含まれる。

性質別負担率について7ページに記している。

この原価と性質別負担率をかけたものを使用料の根拠とすることを核としている。

また、もともとの使用料が安価に設定されていることにより、上記算定により激変する施設がある。そのような施設では段階的に金額を変える激変緩和を定めており、最大でも現在の使用料の200%としている。

変更後は、根拠の明確化、使用料収入の確保、維持管理コストの削減（維持管理コストをもとに使用料を算定しているため）を行うことを念頭に見直しをおこなう。

また、減免についてこれまで施設によって基準が違ったため、見直す。

資料①-2に沿って担当課が説明
対象施設の地図である。

資料②に沿って担当課が説明

第3次行財政改革大綱までの経緯をまとめている。

使用料の見直しについては平成19年の第1次行財政改革大綱で初めて取り上げられたが、改定には至らず、平成21年に原価を積算根拠として見直しを行うべきという内容で行政監査報告を受けている。平成24年の第2次行財政改革大綱の策定後、基本方針について庁内検討を行ったが、減免について先行して検討することとなり、改定に至っていない。平成28年に庁内検討で基本方針を策定し、令和元年の消費税改定に合わせて抜本的に見直す予定だったが、消費税改定の影響が大きいため、抜本的見直しは見送られた。令和2年に基本方針を改定、令和3年9月に条例改正案を議会に上程したが、否決となり、改めて第3次行財政改革大綱の取り組みとしてここまで進めてきた。

資料③に沿って担当課が説明

行財政改革大綱の中で使用料見直しについては、「大規模公園の使用料見直し」と「公共施設の使用料、利用料見直し」の二つに分かれている。基本方針とは別に、大規模公園は第3次行財政改革大綱策定時に見直しを検討していたため、統合せず別の計画としているが、見直しに向けた動きは一体的に行っている。

令和4年度の取り組みについては、令和3年9月議会での否決理由に、「市民への周知不足」があったため、令和4年に、広報紙で特集や市民説明会を行い、周知に努めた。

また、激変緩和措置をとったとしても、料金が上がりすぎるという意見があったため、令和4年8月に基本方針を改定し、上限を200%とした。各施設の担当課長、関係課を集めた調査研究会議を通算15回行い、条例改正案の再上程にむけて準備を進めてきた。

資料④-1に沿って担当課が説明

市民説明会で使った資料である。説明会では現状、基本方針について、算定方法、改定率、減免、スケジュールなどについて説明を行った。使用料改訂については、算定を過去三年の経費をもとに行うこととなっており、説明会時点では明確ではなかったため、大体の改定率ということで「約」と表記して説明を行った。

説明会は令和4年11月に二度行い、第1回に20名弱、第2回に30名弱、計50名弱にご参加いただいた。

資料④-2に沿って担当課が説明

市民説明会で頂いた意見についてまとめている。市外料金についてのご意見や激変緩和措置をとる期間をもう少し長くしてほしい、使用料を値上げするのであれば施設の修繕を行ってほしいといったご意見を頂いた。

ヨットハーバーについては、一人あたりの使用料が高額で強いご意見が多かったため、改めて12月に福間のヨットハーバーと津屋崎のヨットハーバーを

分けて説明会を行った。両方 30～40 名弱にご参加をいただいた。現在の施設について管理、修繕が出来ていないという厳しいご意見を頂いた。

資料⑤に沿って担当課が説明
広報の特集記事である。

資料⑥-1に沿って担当課が説明
令和 5 年 3 月に条例改正案を上程し、全ての施設が否決となった。頂いた意見を参考として載せている。

資料⑦に沿って担当課が説明
令和 4 年 3 月議会の主な否決理由についてまとめている。
令和 3 年 9 月、令和 4 年 3 月と二度使用料改定を手掛けたが二度とも否決となったため、今後どうしていくべきかということについて、重く受け止め内部でも検討してきた。負担の公平性のために、使用料見直しは必要と考え、再度取り組んできた。また、基本方針に基づき全施設一斉に見直すべきと考えている。

市民説明はさらに工夫する必要がある。また、利用者からの声は上がりやすいが、利用しない市民にも関心を持ってもらう必要がある。

減免について、利用目的で判断しようとしているため、団体ごとの減免を定めることが難しい。使用料は条例で定められているが、減免は規則で定められている。条例改正と規則改正を一緒に行う方針であったが、分けて行うことも検討している。

基本方針について三本柱の考え方は必要であるが、市民の意見を取り入れてわかりやすいものにする必要性についても検討している。ただし、基本方針を変更するには長い時間がかかる。基本方針を変更せずに使用料の再算定を行う場合も複雑な計算が必要であり、4 か月程度準備に必要と考えており、基本方針の変更も含めるとさらに 1 年程度かかると考えている。

資料⑧に沿って担当課が説明
原価の計算についての詳細を示している。

資料⑨に沿って担当課が説明
公共施設ごとに条例が定められており、その中に使用料についても定められている。使用料を変更する場合は、この条例内の別表を変更する必要がある。
減免については、各条例の施行規則に定められており、こちらを変更する必要がある。

資料⑩に沿って担当課が説明
使用料改定について否決された際にいただいた意見の中には、減免基準の改正に反対という意見もあった。減免については負担の公平性という視点で見直しを行っている。
これまでの課題として、施設ごとに判断が異なっていること、一度減免とされた団体は以降自動的に減免となっていること、減免団体による過大な施設予約がされることで、一般の利用者が予約できないことなどがある。

見直した基準は、名義後援による減免を行わない、減免団体として登録するのではなく利用目的で判断することの二点である。令和4年8月に基本方針の減免規定を修正する前は市の事業や障がい者、保育所、幼稚園の以外は減免しない方針で考えていたが、施設の利用目的や市によって推奨を行っている活動などがあることを勘案し、令和4年8月の修正で利用目的により減免を判断するとした。

未来共創センターはすでに利用目的をもとに減免の判断をしている。未来共創センター規則の基準が少し厳しいため、他の施設と未来共創センターの間をとるような基準を考えていた。

会長

各委員から質問、感想、ご指摘等があれば頂きたい。

委員

基本方針について、一番はじめに受益者負担ということが書かれているが、目的を受益者負担としている理由がよく分からない。これだけ老朽化しているのであれば、レジリエンスを目的とした方がいいのではないか。

また、他の自治体も見直しを進めているが、そのような他自治体との比較をしていただきたい。

施設を維持、活用するために必要ということをあまり感じる事が出来ないため、いきなり受益者負担ということ押し付けるのではなく、そのようなことを示していただきたい。

担当課

同じような使用料改正という課題を掲げている自治体は多くある。大部分で受益者負担という同じような考えで算定を行っている。

施設維持のために使用料が必要であるという視点は確かに重要だが、実際に公共施設を維持するためには莫大な費用がかかる。使用料の何%かを維持管理のために確保し充てるという方法で算定すると、かなり使用料が高くなってしまう。そのため、施設を利用する人としらない人がお互い理解しあえる負担率を考えるという負担の公平性という意味で、受益者負担と記載している。

委員

他自治体に比べて使用料が低いという記述があったが、同様施設ではどのくらいの使用料であるかなど、端的な比較はあるか。

担当課

同様施設でも観覧席のあるなしや収容客数などが施設によって異なるため、単純比較が難しい。内部で比較をしつつ検討をしているが、資料として外部に示しているものはない。

委員

根拠について、納得感が薄いと感じる。このまま進めていてもずっと否決されてしまうのではないかと思う。

担当課

「レジリエンス」とは施設をどのように改修していくのかという認識でよいか。

委員

その通りである。老朽化しているので、維持管理という意味であれば、受益者負担と言われても納得できる。

委員

改定率見込みとは、基本方針に基づいて算定したらこのような率になるということによいか。

担当課

その通りである。

委員

それであれば、そのように変えればよいのではないか。

担当課

条例で使用料を定めており、条例は議会の議決事項であるため、変更をする際は議会の賛成が必要である。今は上程したが否決をいただいたという流れである。

減免については規則で定められており、規則には首長に制定権があるため、減免については議会の議決は不要である。

委員

基本方針はどのような位置づけか。

担当課

あくまで内部方針である。

担当課

庁内決定という位置づけである。

委員

基本方針が事実上無実化してしまっている。

基本方針を条例化するなどする必要があるのではないか。

担当課

基本方針を条例化するイメージはない。

公共施設については、個別の施設ごとに条例を定めている。そのため、全体的な考えについては、それ自体を条例化するのではなく、その考え方に従って個別の条例を改正するという位置づけとなっている。

委員

議会の討論では基本方針は無視されている。

担当課

どのような部分に説明がさらに必要だったのか、基本的な考え方に賛成していただけなかったのかなどについては、賛成反対討論で見えてきている。

委員

基本方針と使用料条例を合わせて整合をとらなければ難しいように感じる。

委員

使用料はずっと変えていないのか。

担当課

消費税改定以外では大きく変わっていない。

担当課

福津市になったときに条例を制定し直しているのが一番古いタイミングである。

委員

ただ上げればよいという話ではないが、費用を賄うだけでよいのか。費用を完全に賄う価格設定をするわけではないとするならば、合理的に利用者が何%負担しなければならないのかということを考える必要がある。経済的な視点では需給バランスから考えるべき。施設が利用されていないのなら、価格を下げてよく、利用が集中しているなら上げてよい。

委員

全体でどれだけ割合や金額を上げたいのかという数字はあるか。

担当課

基本方針の性質別負担率で書かれているような割合で、利用者と利用しない人とで負担しようと考えている。

委員

だから、ヨットハーバーは反対が激しいということか。

担当課

その通りである。

委員

これまでの経緯を見て、なぜこれだけ長引いているのか、なぜ否決されたのか、その理由が改善できていないからではないかと感じた。自分は多くの施設の利用しており、減免も受けている受益者である。老朽化する中で利用料が上がることや減免がなくなることは当然と感じる。そもそも評価委員会の中で何を考えればよいのか。どのような金額設定や減免規定にするべきかということに意見を言うべきか、市民の理解を得るためにどのように進めるべきかについて意見を言うべきか。前者については素人であるため答えられない。

後者については、説明会の告知が毎回遅いといわれている。告知はしているが、キャッチアップをしていない。

また、行財政審議会にいたときにはじめて公共施設についての話を聞き、橋や道路も公共施設で、所管が異なるといわれてそういえばそうだった。説明会に来る人の中にはその程度の理解から始まる人もいる。来る人は自分の使う施設のことだけを考えて使用料が上がることに反対しており、使用料が上がる背景や市全体の財政の中の使用料の位置づけなど、全体を鑑みて考えなければいけないということを書いてもらわなければわからない。説明をしてもらわなければ、ただ自分に不利益を被せられると感じてしまう。

また、議員は関係者に説明をしなければならない。基準が不明瞭で、説明ができなければ否決する。市民への分かりやすさという点では大きな視点での説明が必要である。目の前のことだけを気にして聞きに来る人が多いことを前提で、どのように説明し、理解者を増やすか、議員にどのように理解してもらうかということを考えるべきである。

コロナにより市の負担も多くあったはずである。そのような社会情勢の中での見直しや修理補修の費用など全体を具体的に説明してもらうことで進むのではないかと思う。

委員

自分に関わりがない部分について、理解ができない難しさがあった。

性質別分類の表が分かりにくい。自分たちは社会教育に取り組んでいるが、社会教育施設とヨットハーバーのような施設は別物と感ずるため、同様に考えるのは無理があるように思う。すべて統一して考えるのは難しいのではないか。

減免の例として挙げられた個人で使うのは減免しないということについて、自分は当然のことと感ずるが、不明確になっているのなら明確化すべきである。

老朽化しているのはよくわかっているのに、いい方向に行くといいなと思う。

使用料が上がれば利用をやめるのか、他の施設に流れるのか、それにより市にとって逆にマイナスになるのかという将来の展望が気になる。使用料が上がっても使い勝手が良ければ利用すると思う。現在は施設によって使い勝手が異なる。

また、説明会への参加が少ないというのは関心の薄さを表しており寂しい。議会で否決になった理由を一つずつ具体的に考えるしかないと思う。

会長

感情を入れずにルールとして考えるべき部分と、感情に配慮する部分を一緒にするとやりづらいテーマであると感じる。ルールとして厳然と定めるべきところを定め、それを緩和するのが減免や激変緩和で、これらはオプションである。

まずは感情を入れずに考えたうえで感情にも配慮して考えるという段階を踏まなければ、そもそものルールがぶれてしまう。判断する人、意思決定機関の構成員もそれらが整理されているのか考えるべきであると感じる。どこに軸を置くかで差異が出るが、委員のみなさんは感情を入れずに考えるならどのように考えるか。

委員

費用だけで使用料を算定するということにも修正の余地がある。納得感が得られにくいというのも、進まない要因の一つであるので、全体像を示すべきである。

料金を上げることはみんな嫌なので、その先に何があるかを示すべきである。上げなければ何とかかなと思っている人が多いのではないか。上げなければどうなるのかということを示すと納得感が得られやすいのではないか。

委員

見直し対象施設には性質があまりに違うものが混在している。方針に拘束力がないのであれば、必要性が高く、納得感が得られやすいものから段階的に上程するというのも一つの方法でないか。

原則に納得感がないので、縛られすぎない方がよい。

自分は市民であるが、一つも使っていないので、受益者負担といわれてもあまり分からない。「市民全体の利益を図るために改修が必要で、そのために使用料を上げさせてほしい」というように示してもらわなければ、理念だけでは納得できない。

納得させられなければ通せない。

担当課

ご意見についてもっともである。

受益者の考えがクローズアップされているが、税金の使い方についても考えたい。その部分にも感情があると考えている。

今後について考えることにより納得感があるというのは確かであるが、現在の状態が適正でないことにも着目すべきではないか。

現在受益者が負担する部分が小さく、受益者が負担していない部分を税金が負担していることについて、なぜ負担しなければならないのかという意見もあると思う。

まずはベースを整えて、次の段階で施設の維持や改修費などについて考える必要があるのではないか。ベースができていればそこからの上げ下げとして考えられる。

税金の使い方という視点が行政としては重要と考える。受益者の納得感と納税者の納得感の両面が必要であると思う。

委員

そのとおりであるが、今不公平な状態の中で、特に必要な部分を考えてそこから取り組まなければ理念だけでは実現できないと考えている。

問題のところから段階的に取り組むのは有ではないか。そのために現状についてははっきりと言ってもらった方が分かりやすい。

委員

広報の「利用しない人も税金で負担している」という記述はわかりやすい。このような部分を丁寧に説明していく必要がある。その中で受益者が50%負担している施設と100%負担している部分を一緒にしてしまうと混乱してしまう。

竹尾緑地への学校建設の際に、学校建設の必要性、環境問題、5・4制など様々な要素が入ってきたため、何に向かって進んでいるのかが分からなかった。反対の理由として「学校は必要だが、5・4制に反対」が挙がるなど、混乱していた。多くの要素を混在すると前に進まないという典型的な例であった。

福津市は全国的にも人口が増えているのにも関わらず公共施設が少ないという中で、今あるものを大事にすべきである。基準等は感情抜きで説明、明言していただいたうえで、全体像について明確に、議員も納得できるように説明すべきである。

委員

利用者負担の割合について、営利目的も同じ割合か。

担当課

施設によって異なる。目的が違っていても使用料が同じ施設もあれば、営利目的、非営利目的で違いを設けている施設、営利目的は使用できない施設などがある。

委員

そのようなことも見えずらいので、明確にすべき。

会長

誰が使用するのかでの判断とどのような目的で使用するのかでの判断を区別すべき。

委員

そのような意味で、社会教育施設とヨットハーバーは全く異なるため統一して考えると難しい。

担当課

そのようなことを踏まえて、性質別に違いを設けている。

会長

グルーピングをする際には民間にも類似施設があるか、民間に類似施設がなく公共だけかという考え方もある。例えば、人権啓発施設などは民間類似施設がほとんどないが、商業施設は類似施設がある。施設の設置目的に照らし、性質や在り様を考えることは一つの手段である。施設の性質の違いにより利用者の目的の性質も異なるはずである。

委員

議会には否決されたけれども必要であるということは、最もであると感じている。

縦割りで話が進んでいるように感じた。縦割りをなくして市全体で、現在何が必要だから収入を得なければならない等のように見ることができていないことが分かった。

今の子供たちが10年後同様のサービスを受けるためにはどうすべきかという未来志向で先を見据えて、使用料を上げるのか、投資をするのか、修繕するのかなどを考えなければ停滞してしまう。

委員

利用率は使用料の検討が始まって以降どの程度かということや、今後の見通しなどはあるか。

使いにくさを解消して利用率を上げるということも検討の範囲であると思う。

担当課

利用率について、各施設継続して取り続けたデータはない。市民が予約をして施設を利用する場合と、市が予約をせずに使用する場合などがあり、施設は埋まっているが使用料と結びついていない部分があるため、算出が難しい。

今後稼働率が重要とは考えている。

委員

管理システムはないのか。

担当課

2年前にできたが、それ以前は施設ごとにシステムがあるところとないところがあった。

委員

今は施設予約システムが網羅しているのか。

担当課

全てではない。

委員

使用料を取るべき部分をきっちりとしているのか。

担当課

市民の方は予約がないと使えない。減免などについては、取るべき使用料をしっかりと取れているのかは微妙である。

委員

そこをはっきりと記録するところから始めるべき。それがなければ使用料の話はできない。

委員

難しいシステムではないので、入っていない施設には入れるべき。

担当課

全施設対応は可能であるが、わざわざシステムを入れる必要はないという施設もある。

委員

利用が少ないということか。

担当課

そのとおりである。

事務局

大体の貸館施設は入っている。

会長

行政が基礎的な数字は押さえていなければ根拠として乏しくなる。利用者数、稼働率、稼働の内どの程度が利用料に結びついているのかという数字を出すことが指定管理者には求められているため、直営でも出していなければフェアではない。これらは使用料算定の根拠ともなるため、感情以前の基本の部分はきちんと押さえるべき。

委員

システムが入っていない施設の報告はどのようにしているのか。状況が不明瞭ではないか。

担当課

直営のため、状況は把握している。

芹委員

データはあるということか。

担当課

システムによる統一的なデータがないということである。市民の利用率はわかるが、行政による利用などがあることにより、稼働率や使用料との結びつきが不明確である。

委員

市民の利用率はわかっているのならば、残りが行政として利用しているということではないか。行政が利用している部分は行政が把握できているのではないのか。

会長

誰が使用していたとしても、数を分けてカウントはすべき。それらが把握できていなければ積算根拠が見えなくなってくる。そこが曖昧になると批判される。また、明確にわかるのであれば、残酷かもしれないが、例えば、施設の「稼働率ランキング」や「利用者数ランキング」を出す方が市民にはわかりやすい。そのうえでどうすべきか考えるべきで、そこまでしないと伝わらない。後世の人のために本当にその施設を残したいのならば、全体の価値を底上げするためにどうするのかを今の大人がしっかり考えなければならぬ。

委員

そこがはっきりとしないと、減免団体が過剰予約しているなどわからない。感覚で感じているのであれば、データで出すべき。

担当課

行政の予約について、記録している部分もある。記録が読めないのは、行政であるために空いていたら使ってしまうということや、使用料がかからないために、長く予約し稼働状況と合わないということが行政側にもあるため、稼働率が出せない部分があるということである。基本は記録している。

会長

そこははっきりとやっていると言ってほしい。そうでなければ不安になってしまう。

委員

半額免除が無くても施設を利用している状況などが知りたい。それが使いやすさにもつながる。見えない方が不安である。

会長

経費や稼働率など全体のランキング等を行政は持っているのではないかと思っていた。市民がそれを見たいうえでどうにかしたい、利用を伸ばしたい、人気があるから維持したい、やり方を横展開するなどを考えるための分かりやすさにもつながる。それが全体を見ている行政の役割である。不満要素だけでなく、不安要素を解消してほしい。不満を打ち消す説明の仕方と不安を打ち消す説明の仕方は異なる。

委員

人口が増えている中で、施設を利用したい人は増えているはずだが、利用が増えていない。市内に調理室のある施設は文化会館とふくとびあの二か所であるが、文化会館の調理室のコンロはほとんどが壊れている。そのようなところは使わなくなる。使用料が上がっても使いたくなる施設づくりをしてほしい。

委員

中央公民館は郷育カレッジが使っていて減免措置がある。自分は郷育カレッジの運営に携わっているが、使用料増額など全体を俯瞰しなければならないことを郷育カレッジの運営スタッフはわかっている。受講料は20年間変わらないが、考え直すべきとも話している。受益者だけに負担を増やすのではなく、市も負担を増やすべきである。

どのような状況なのかということのを先に明確に言ってほしい。市が施設の予約を長く取ってしまうことに対して、市民からの否定はあると思うが、市が利用方法見直す機会にもなる。行政側の慣習的な利用の仕方のルール化をすることで、市民の不安も減るのではないかと思う。

また、自分は武道館を使っているが、福間の武道館はとても古い。常駐する管理人がいなかったため、使用料は安い。ほかの自治体の武道館は学校管理や管

理人が常駐であれば使用料が高い。そのような状況を比較することで、不便だが安く利用していることや、修繕が必要だから使用料を上げることも納得できる。どうしても目の前のことだけを気にしてくる人が多いため、様々な情報を出した上で集約してもらおうと進むのではないか。

議員の中にはすべて反対する方や、理由についても施設ごとの違いや現状を勘案せずにすべて不公平と言っているものもある。一方で施設ごとにきちんと判断している議員もいる。そのような賛否をきちんと考えて賛成する議員を増やすために、説明することが必要である。すべて反対する議員は無視でよい。

委員

ファイブフォース分析（五つの力の競争分析）という方法がある。経営の判断をする際には内部環境の分析と、外部環境の分析をすべきところを、内部環境の分析しかできていないような気がする。

ファイブフォース分析とは、真ん中、上下、左右に競合状況を記入する分析である。真ん中に競合他社、上に新規参入企業、下に代替品（公共施設でいうと民間類似施設など）といった競合環境を入れる。水平方向には顧客やサプライヤー購買という主体を入れる。サプライヤーとは資源の売り手のことである。社会は給料を上げるという方向である中、公共料金も上げるのが当たり前である。その時に、施設運営に必要な購買（電気、ガスなど）が今までと同額ではできない。

議員や市民は顧客のことしか見ていないが、競合環境の中で電気代や人件費などサプライヤーが値上げしている中では、バランスをとって使用料も上げる必要があるということ俯瞰的に考えるべきであり、そこに経営側とのギャップがあるのではないか。

そのようなスキームの使用により、わかりやすい環境分析をする必要があるのではないか。

会長

ここでコメントの骨子となりそうなポイントを整理してみたい。

・長い間、検討と合意を繰り返してきたプロセスに決着をつけていくことを強く望みたい。

・まず「基本方針」の位置づけ方（根拠性）が不安定なのではないか。

・併せて目的の打ち出し方（ex.老朽化に伴う維持管理など）が弱い。例えば、費用だけで考えるのは納得感が得にくいので、料金を上げた先に何があるのか、上げなければどうなるのかを想像できる説明が必要である。

・また、施設によって段階的に（グルーピングしてみて）改定していくことも必要なのではないか。

・基本的なデータ（事実）の集積がないと説明根拠としては弱くなる

・全体最適（市全体）と部分最適（各施設別）とで比べるとタテ割りではなく全体から需給バランス等（利用率/稼働率）を俯瞰して考える必要がある。その中で代表数値のランキングなどわかりやすい示し方もあるのではないか。

・他と比べて数少ない今ある施設を大事に使っていくことを示すことを旨として、分析手法も内部・外部環境の両方からアプローチして正直な施設の姿

を明らかにすることで、受給者や納税者が持つ不満と不安の解消に向けて動いてほしい。

後日、委員の皆様にはこれらのコメントの骨子に肉づけをしていただきたい。

担当課

利用率について、施設ごとの利用状況、利用率は行政として把握している。公共施設総合管理計画に基づいて個別施設計画を定めている。この計画は施設ごとに定量評価するために必要であり、定量評価には老朽度、利用率、維持管理費用などが必要である。それをもとに今後について判断している。行財政改革大綱や集中改革プランにおける施設の検討などの際にもその根拠として提示しており、データ管理はしっかりやっているため自信をもって提示したい。

会長

事実があるのであれば市民に隠すことでもないの、分かりやすさという視点では、どのような状況であるかを並べて提示すべき。理屈を通すためにも活かす必要がある。

委員

ガスコンロの火が付かないなどはどのように解消すればよいのか。施設に言えばいいのか。

委員

言っても予算がないため修理はできないといわれてしまう。

会長

担当課から今日の感想をいただきたい。

担当課

示唆をいただきありがとうございます。視点が行政主体でしかできていないと感じた。理論武装はできているつもりであるが、それだけではだめだとよくわかった。

今後の検討材料を多くいただいたので、内部で検討していきたい。

担当課

同様に受け止めている。行財政改革も経営戦略課が所管している。一回目に説明をしたが、第3次行革大綱の全体の目的として、行財政改革を行うことで未来につながる行政経営を行い、物や金を生かしたうえで新たなサービスにつなげるということがある。その中での周知の仕方など、いただいた意見を咀嚼していきたい。

福津市では人口が増えている反面、大型事業も続いている。これらにつなげるために行財政改革はしていくべきと考えている。現在全体の税金で賄っている施設が多いが、限られた財政の中でやっていかなければならない。総合的に勘案しながらわかりやすく打ち出していくことを検討したい。

担当課

説明が拙く迷惑をおかけした。昨年1年取り組んできたが、市民の皆さんも様々な意見を持っていた。はじめは修繕のため、財源確保をしたいというプロセスで説明をすることも考えていたが、実際は使用料のみで修繕費を賄うことは難しいことを説明しづらいため、負担の公平性を打ち出した。使用料が上がる施設や下がる施設があり、増収分は修繕費に充てると説明をしても、結局今後どうなるのかという部分が伝わらない。説明の仕方を変えなければならないとよくわかった。しっかりかみしめて次につなげたい。

会長

閉会する。